

# 認定こども園（幼稚園部分）を利用される（している）みなさまへ

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まります。新制度では、新たに認定制度（リーフレット参照）が設けられ、新制度の施設を利用していただくために、在園している方も含めて、認定申請をしていただく必要があります。

## （1）認定申請の手続き

園を通じて認定申請書類を配付します。

必要事項を記入し、押印のうえ園に提出していただきますようお願いいたします。

## （2）認定証の交付

認定証は、園を通じて配付させていただきます。

## 【認定証について】

認定証の交付手続きは、認定の区分が変わるとき以外は必要ありません。

有効期限は、小学校就学前の3月31日までです。

## （3）利用者負担額決定通知書の交付

平成27年4月からの利用者負担額決定通知書は、園を通じて配付させていただく予定です。なお、利用者負担額決定に必要な書類の提出を求める場合があります。

## 【お問い合わせ先】

枚方市教育委員会 学校教育部  
学務課 学事グループ

TEL：050-7105-8043（直通）

FAX：072-851-2187

新制度に移行する幼稚園・認定こども園（幼稚園として利用）の利用者負担額（案）

注1：各施設において、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。

注2：利用者負担額については、現時点での案です。決定については、追って広報ひらかたや市のホームページなどでお知らせします。

3・4・5歳児（月額）

世帯の所得区分	同じ世帯の小学校1～3年生の兄・姉を含めた 在園児の順番		
	第1子	第2子	第3子
①生活保護世帯	無料	無料	無料
②市民税非課税世帯	無料	無料	
③市民税所得割非課税世帯	5,500円	2,700円	
④市民税所得割課税額9,999円以下	6,900円	3,400円	
⑤市民税所得割課税額18,999円以下	8,300円	4,100円	
⑥市民税所得割課税額43,999円以下	8,700円	4,300円	
⑦市民税所得割課税額52,999円以下	9,400円	4,700円	
⑧市民税所得割課税額77,100円以下	10,000円	5,000円	
⑨市民税所得割課税額211,200円以下	15,700円	7,800円	
⑩市民税所得割課税額211,201円以上	19,800円	9,900円	

満3歳児（月額）

世帯の所得区分	同じ世帯の小学校1～3年生の兄・姉を含めた 在園児の順番		
	第1子	第2子	第3子
①生活保護世帯	無料	無料	無料
②市民税非課税世帯	無料	無料	
③市民税所得割非課税世帯	6,100円	3,000円	
④市民税所得割課税額9,999円以下	7,600円	3,800円	
⑤市民税所得割課税額18,999円以下	9,200円	4,600円	
⑥市民税所得割課税額43,999円以下	9,600円	4,800円	
⑦市民税所得割課税額52,999円以下	10,400円	5,200円	
⑧市民税所得割課税額77,100円以下	11,000円	5,500円	
⑨市民税所得割課税額211,200円以下	17,300円	8,600円	
⑩市民税所得割課税額211,201円以上	21,800円	10,900円	

備考

1. 税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）は適用しません。
2. 4月～8月は「前年度分」の住民税により判定し、9月以降は「当年度分」の住民税により判定します。